

木下章広君に対する議員辞職勧告決議

木下章広君は、本市議会での再三にわたる全会一致の辞職勧告決議にも応じることもなく、いまだに議員の職に留まり続け、間もなく市議会議員4年の任期を終えようとしている。

有罪が確定している以上、速やかに議員を辞職するべきであり、また、自身の行った行為に対する市議会全会一致という辞職勧告決議の重さを真摯に受け止めるべきであるが、それすらも理解できていない現状そのものが、議員としての資質を著しく欠いていることにほかならない。

よって、本市議会は、木下章広君に対し、速やかに富山市議会議員の職を辞することをここに強く勧告する。

以上、決議する。

令和3年3月1日

富山市議会